平成２４年（フ）第２０３号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目８番地12　第５長栄荘、申立時の住所新潟県長岡市緑町３丁目１番地４
債務者　木村　文夫
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目８番地12　第５長栄荘、申立時の住所新潟県長岡市緑町３丁目１番地４
債務者　木村美由貴
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目８番地12　第５長栄荘、申立時の住所新潟県長岡市緑町３丁目１番地４
債務者　木村　繁継
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３７９号
福岡県福岡市早良区原６丁目５番20号
債務者　泉川　裕二
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２４号
名古屋市中区金山５丁目18番６号　グレースガーデンプラザ８Ｃ号
債務者　岩﨑　一美
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９１７号
名古屋市天白区植田南３丁目910番地　グレースマンション植田201号
債務者　武田　繁樹
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１３号
栃木県下野市緑４丁目19番地４　パレス扇Ｂ―103号、前住所栃木県下野市緑４丁目19番地４　パレス扇Ｃ―103号
債務者　上川原勝夫
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０４号
栃木県真岡市大沼163番地１　グランコートＡ棟103号、前住所群馬県高崎市上佐野町199番地１　レオパレス壱番館106号
債務者　穴井　輝幸
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１４号
栃木県大田原市若草２丁目1004番地５、前住所千葉県柏市豊住５丁目10番37号　サン・テラス101号
債務者　舟川　秀子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５９６号
横浜市緑区北八朔町1973番地３　株式会社ＡＯＢＡ内
債務者　多田　茂雄
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１３号
横浜市保土ケ谷区川島町528番地14　シティハイムホソノＤ―103号
債務者　桐ケ谷保夫
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７１号
岡山市北区佐山326番地15
債務者　宮脇　史枝
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０３号
岡山市北区春日町７番24号　春日町マンション602号
債務者　髙橋　道子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２９号
栃木県さくら市卯の里２丁目21番地１　アクティブクリーン201、前住所栃木県那須烏山市興野2024番地
債務者　坂主　寛子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２３１号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番42―305号
債務者　加藤　敏明
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部